

外部監査での指摘事項の措置通知書

産業経済部市場管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(6) 市場管理課の債権回収のマニュアルに不備があった点について</p> <p>前述の「(4) 市の債権徴収に係るルールについて」に記載のとおり、市場管理課で作成された市場使用料等の滞納債権発生時における対応マニュアルは、相手方の「失踪」により通知や事情聴取ができない事態を想定していないマニュアルとなっていた。松山市の債権管理マニュアルには、債務者の所在が不明となった場合の所在調査の方法やその後の対応方法、取り得る裁判所手続きの種別と各手法の長所・短所等、様々な状況を想定した対応方針が詳細に定められており、市場管理課では関係課と相談しながら対応していたものの、結果として不完全なマニュアルに基づく対応だったと言える。</p> <p>このような不完全な対応マニュアルに基づいて本件の未収金に対応したために適切な対応ができなかったと考えられ、今後は松山市の債権管理マニュアルやその他の規則等に照らして不備がある点を見直すべきである。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて「松山市債権管理マニュアル《非強制徴収公債権編》」に基づき債権管理を行うこととした。</p> <p>現在、失踪した相手方に対しても、同マニュアルに基づいて、関係課と協議を行いながら対応を行っている。</p>